

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日

函館市長 工 藤 壽 樹

#### 函館市規則第 2 1 号

函館市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

函館市営住宅条例施行規則（平成 9 年函館市規則第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし，市長が特に必要と認めるときは，この限りでない。

#### 附 則

- 1 この規則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定は，この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される市営住宅の入居者の公募に応じてした入居の申込みおよび函館市営住宅条例（平成 9 年函館市条例第 2 9 号）第 5 条に規定する事由がある場合において施行日以後にした市営住宅の入居の申込みについて適用し，施行日前に開始される市営住宅の入居者の公募に応じてした入居の申込みおよび同条に規定する事由がある場合において施行日前にした市営住宅の入居の申込みについては，なお従前の例による。